

## 平成 28 年第 1 回設楽町議会臨時会会議録

平成 28 年 11 月 25 日午後 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 今泉吉人	2 河野 清	3 金田敏行
4 夏目忠昭	5 金田文子	6 高森陽一郎
7 熊谷 勝	8 伊藤 武	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 松下好延	12 土屋 浩

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	鈴木正吾
企画ダム対策課長	鈴木伸勝	津具総合支所長	佐々木一夫
生活課長	氏原哲哉	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	村松 太	建設課長	原田直幸
町民課長	佐々木輝	財政課長	大須賀宏明
教育課長	原田利一		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 報告第 6 号

専決処分の報告について

日程第 5 議案第 67 号

設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 68 号

設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 69 号

平成 28 年度設楽町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第8 議案第70号

平成28年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第3号）

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名全員です。定足数に達していますので、平成28年第1回設楽町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。はじめに、町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さんおはようございます。まもなく師走を迎え本年も残すところ1か月あまりとなりました。本日議員各位におかれましては御多忙にも関わらず議会臨時会を招集させていただきまして、議員全員の方々に御参集を賜りまして誠にありがとうございます。11月に入り例年になく1日の寒暖差の大きい日々が続いていましたけれども、昨日は上空の真冬並みの寒気と低気圧、前線の影響で急激に冷え込み、関東地方では朝からみぞれや雪の降っている所があり、東京都心でも11月としては1962年以来、54年ぶりの初雪や観測史上初の積雪が発表されたところでございます。今後は気温の急激な変化によります風邪ですとかインフルエンザの流行、そして道路等の凍結や降雪と心配する季節を本格的に迎えますので、議員の皆様方におかれましても健康には充分留意していただきたいと思います。さて国政におきましては、2017年度の税制改正やTPP対応、そして東京オリンピックの会場問題ですとか、また築地から豊洲市場への移設等内外に重要課題が山積をしており、また一方では韓国の大統領の動向ですとか、ロシア大統領の訪日にかかる北方領土問題、そして新アメリカ合衆国大統領の今後の政治運営に伴うTPP離脱表明をはじめ、経済、また安全保障等国際的にも日本にも大きな影響が危惧がされ、国内外共に大変慌ただしい年の瀬を迎えようとしております。さて本臨時会は専決処分の報告をはじめ、平成28年度の人事院勧告完全実施に基づき臨時国会において、一般職及び特別職の改正給与法が昨日11月24日付で公布されたことに伴いましてそれぞれ関係条例の改正2件、また給料月額、勤勉手当、期末手当支給額の引き上げによる補正予算の2件、合計5件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、議会臨時会の開会に先立ちまして私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を議会運営委員長より報告をお願いします。

委員長 おはようございます。平成28年第1回議会臨時会の運営について、11月15日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1、日程第2は従来どおりです。日程第3、諸般の報告は議長より報告があります。本日提案されている案件は、町長提出5件です。日程第4、報告第6号から順次1件ごとに上程します。以上です。

議長 ただ今、議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めてまい

りますのでよろしくお願いをします。

---

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番夏目忠昭君、5番金田文子君を指名します。

---

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが御異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果について、平成28年度8月分、9月分の結果報告が出ております。事務局で保管していますので、必要な方は閲覧をお願いします。以上で諸般の報告を終わります。

---

議長 日程第4、報告第6号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第6号「専決処分の報告について」、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので報告する。平成28年11月25日提出、設楽町長横山光明。1枚はねていただきますと、専決処分書が添付されております。平成28年10月21日に専決処分をいたしたものでございます。この件につきましては、損害賠償額の決定についてでございます。損害賠償の額が20万1,637円でございます。損害賠償の相手方につきましては名古屋市の高橋さんという形でございます。もう1枚はねていただきますと、その詳細の内容を参考資料として添付させていただいております。交通事故の事案でございます。事故の発生につきましては、平成28年の9月28日午後1時頃、愛知県の長久手市戸田谷あたりでございます。物損事故でございます。車線の変更する際にですね、周辺走行中の車両の安全確認を怠り、左側車線を走行していた被害車両に接触したということで、先ほども申し上げましたけども被害額につきましては20万1,637円で、過失割合は設楽町が全て悪いという形で10割の過失割合でございます。こういう形で処分をさせていただきました。

続きまして専決の第5号でございます。これにつきましては平成28年の11月14日に処分をさせて頂いております。これにつきましては損害賠償の額が4万8,600円、損害賠償の相手方が愛知東農業協同組合でございます。

もう1枚はねて頂きますと内容が記載されてございます。これも消防車両を、農協さんの倉庫にバックする際に当たったということでございます。事故の発生日時につきましては、平成28年の8月7日午前11時頃でございます。場所につきましては、設楽町の東納庫字若林21の1ということで愛知東農協の名倉支店出張所の駐車場でございます。事故内容としましては、物損事故で消防団員が消防団活動の折に、消防ポンプ自動車を移動するために農協の駐車場で後退した時に、後方の安全確認を怠り倉庫シャッターに衝突したということで、シャッターが破損したという内容でございます。被害額につきましては4万8,600円。過失割合につきましては、設楽町が10割ということでございます。賠償金額につきましては4万8,600円ということで処分をさせて頂きました。以上、専決処分の報告を終わります。

議長 報告の説明がありました。質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。報告第6号は終わりました。

---

議長 日程第5、議案第67号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第67号「設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例について」、設楽町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年11月25日提出、設楽町長横山光明。説明につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして期末手当支給月の引き上げによる改正がございましたので、これに基づきまして条例の改正をさせて頂くというものでございます。詳細につきましては担当課長の方から説明をさせて頂きます。

総務課長 それでは、この条例は議会議員の条例と常勤の特別職の条例を合わせた条例改正という形で行っていますので、その点了解をお願いしたいと思います。まず、第1条ですが、これは議会議員の条例でありまして、第6条第2項ただし書きの改正で、職員の手当割合に対する読替規定として定めています。従来の12月期の100分の165に0.1か月加算して100分の175に改めるもので、年間3.25か月であります。第2条は、第1条で改正した支給割合に基づきまして増減はありませんが29年度の期末手当について定めるもので、6月期を100分の155、12月期を100分の170というふうに改めるもので年間の3.25か月には増減はありません。第3条は、特別職の職員にかかる期末手当の条例でありまして、第1条の議会議員と同様12月期の100分の165に0.1か月加算して100分の175に改めて支給するものであります。年間の支給月は3.25か月で議員と同様であります。第4条は28年度に改正した規定に基づきまして、6月期を100分の155、12月期を100分

の170に改めるものであります。議員同様、年間の支給割合に増減はありません。最後、附則ですが、第1条と第3条については期末手当の支給基準日である平成28年12月1日として、第2条及び第4条は平成29年度に係る改正でありますので施行日を平成29年4月1日とするものであります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田 具体的に常勤の特別職の方々の具体的な増額分はおいくらほどになりますか。

総務課長 まず常勤の3役ですね。3役は0.1か月増額となるということについての影響額は25万4,330円であります。一方議会議員については同様0.1か月の加算ですので影響額としては35万7,425円。合計61万1,755円であります。

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第67号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 多数です。議案第67号は原案のとおり可決をされました。

議長 日程第6、議案第68号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第68号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成28年11月25日提出、設楽町長横山光明。人事院勧告に伴いまして、一般職の職員の給与に関する法律が一部改正されました。給与月額引き上げ及び勤勉手当支給割合の改正並びに扶養手当の額の改正がございましたので、これに合わせまして設楽町の職員の給与の条例についても所要の改正をするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。

総務課長 それでは今回の人事院勧告完全実施ということで改正の内容は大きく3点であります。まず3年連続の給料月額、平均0.2パーセントの引き上げ。2点目は勤勉手当の支給割合0.1か月の引き上げ。3点目は扶養手当の配偶者及び子に係る支給額の改正で、施行日の関係でありまして、第1条は平成28年度分に係る給料月額と勤勉手当について。第2条は平成29年度分の勤勉手当、扶養手当に係る規定でありまして、今回2段階に分けて条例を改正するものであります。では、内容について説明しますので。新旧対照表をお願いしたいと思います。まず第1条の設楽町職員の給与に関する条例の一部改正であります。第21条第2項第1号の規定で、これは勤勉手当の支給割合にかかる改正規定でありまして、法律の改正前は、本年3月の条例改正により6月期及び12月期共に同一の0.8か月でありましたが今回の法改

正により 6 月については従来のまま。100 分の 80 に 0.1 か月を加算して 100 分の 90 に改めるものであります。続きまして、第 2 号はこれは再任用職員に係る規定で、正規職員と同様、12 月期の勤勉手当の支給割合を 100 分の 37.5 に 0.05 か月加算して 100 分の 42.5 に改めるものであります。次に附則の第 16 項についてであります。これは附則第 12 項で規定する平成 30 年 3 月 31 日までの経過期間における勤勉手当の算出方法を定めたものであります。法律の改正に基づき 6 級以上の課長職の減額率 1.5 パーセントを圧縮する算出割合として、12 月の数値 100 分の 1.2 を 100 分の 1.35 に改正するもので、括弧内の規定は勤勉手当の実計算の支給割合について先ほど説明しました 12 月の支給割合 100 分の 90 に準拠して改めるものであります。なかなかわかりにくい附則でありますので、具体的に申し上げますと、本町は 55 歳以上の 6 級の課長で、1.5 パーセントを減額した額が 6 級の最低号級に達していませんので、実際の勤勉手当の算出は附則第 16 項の括弧内の規定に基づき、給料月額に役職加算 15 パーセントを加えた額に支給割合を乗じた額から 1.5 パーセントを減じて支給しております。次に別表についてありますが、行政職給料表 1、2、に医療職 1、3 の全部改正であります。本日別で配布させて頂きました資料を見て頂ければと思いますが、一般職の給与法の改正に基づき、ほとんどが月額 1,500 円から 400 円の幅で引き上げてあります。なお行政職給料表 1 については、4 級の主任主査級以上は全員一律 400 円の引き上げであります。今回の改正は若年層に力を入れていますので、大学卒の初任給については 1 級に当たっていますので 1,500 円の引き上げということで、ならしまして 0.2 パーセントの引き上げということです。今回の改正に伴う全体的な支給状況について申し上げますと、職員の勤勉手当については職員全員が対象者であります。しかしながら 27 年 4 月 1 日に職員の給料月額が引き下げられ減額となっておりますが、平成 27 年 3 月の給料月額を下回っている職員は、その減額分を現給保障という形で現在まで支給していますが、今回の遡及改訂でまだ 27 年 3 月の月額を越えられない職員が 38 名ありまして、今回の差額支給の対象者は 78 名であります。なお越えられていない職員の給料額はアップするものの、毎月の現給保障額事態が減額となるだけであって、差額支給はなく、その現給保障額に溶け込んでしまうという結果であります。続いて第 2 条の改正について説明します。第 2 条は第 1 条で改正された条例を基に更にもう 1 度 29 年度分として改正するものであります。12 条第 2 項第 2 号ですが、扶養手当の支給にかかる扶養親族の規定で、法律において子と孫を分けられましたので、孫を第 3 号として新たに加えることにより、1 号ずつ繰り下げる改正であります。第 12 条第 3 項は今回の扶養手当の改正については、現在政府税制で審議されている配偶者控除とも関連し、配偶者に係る手当額を減額し、その減額した財源を子に充当する考えで改正されるものであります。具体的には本日配布させて頂きました参考資料を見て頂きたいと思いますが、29 年の 4 月 1 日の適用ということで、28 年度については、配偶者については現行の 1 万 3,000 円を 30 年

度に6,500円に。また、子どもを始めとする扶養親族のうちに、子に限定しては6,500円が1万円に。その他父母等については6,500円のままであります。なお右側の表ですが、改正前の職員に配偶者が不在の場合においては、1人目は1万1,000円でありましたが、今回の改正でその制度は廃止されたので、子は1万円、その他の扶養親族は6,500円に改正されるものであります。第12条第4項ですが、15歳から満22歳までの子どもにかかる扶養手当の規定で、当該の特定期間については、1人月額5,000円を加算するものでありまして、第2項各号の規定同様、対象年齢を満12歳、満22歳に明確化する改正であります。第13条第1項の本文は、配偶者や扶養親族について新たに異動があった場合の届出について規定していますが、前条の改正で配偶者の不在の場合の規定が廃止されたことに伴い、配偶者に係る括弧内の規定は不要となったので削除するものであります。第2号については括弧内の改正内容は第12条第2項の改正内容及び項の引き下げに伴う改正で、要件を欠くこととなった場合、子ども、孫、弟、妹は届出は要しないが、その他の扶養親族は届け出る要件であります。第3号第4号については配偶者の有無の規定が廃止されたことに伴い、第1号及び第2号に含まれるため、削除するものです。第3項ですが、第2項では扶養手当の支給の開始期日や要件を欠いた場合の終了期日を決定し、ただし書きではいずれの支給開始の場合でも事実が生じた日から15日を経過した時は届出の翌月とするもので、第3項は配偶者の有無に関する規定が無くなったことに伴い支給額の改定時期について、第1号から第3号の規定に分けて明確化したものであります。なおただし書きは前項のただし書きの規定を準用する規定です。続いて第21条第2項についてですが、今回の第1条の改正で12月の勤勉手当支給率が100分の90に改正されたことに伴い6月の100分の80と合算しますと、年間100分の170になりますので、1年を平準化するため、6月12月共に100分の85に改めるものです。第2号は再任用職員にかかる規定で、正規と同様年間0.8か月分を、6月12月共に100分の40に改めるものです。附則第16項ですが、第21条第2項の勤勉手当の支給割合を平準化すると同様所要の改正をするもので、附則第12項で規定する平成30年3月31日までの経過期間の勤勉手当の算定基準を改正するものであります。次に附則ですが、第1条についてですが、この改正の施行期日を定めたもので、第2条及び附則第3条の経過措置に係る規定は、平成29年4月1日であります。第2項は改正条例第1条の給料月額を平成28年4月1日に遡及適用する規定であります。第2条は内払いですが、改正前の条例に基づいて既に支給された給与は、今回の改正で改正後の条例に基づいて支給されるべき額の内払いとする規定であります。第3条扶養手当の特例措置ですが、29年度にかかる経過措置にかかる読替規定でありまして、参考資料にありますように今回の改正では平成29年度のみ経過措置を設けていまして、29年度は配偶者は28年の1万3,000円に対しまして1万円、子どもは8,000円、父母は変わらず6,500円とする規定で、配偶者の不在扶養親族については子どもの場合は改正後の

1万円と同額で父母等は9,000円とするものであります。なお附則第3条は非常に長いものでありまして、中身がなかなかわかりにくい訳ですけど、まとめて申し上げますと、要するに支給額の経過措置の他はいずれも改正前の第13条の届出にかかる規定を適用するという経過措置にかかる規定であります。最後第4条は規則の上の委任規定であります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

6 高森 第2条関係の、年齢のところでは15歳22歳に今回から満をつける、満15歳に、この満をつけることによって支給期間とか支給額に何か変化があるのかそのへんの説明をお願いします。

総務課長 深い意味はありません。法律の方で改正されましたので明確にするために満をつけた改正ですので15歳から22歳何も変わっていません。

議長 他にありませんか。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。議案第68号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員です。議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第7議案第69号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第69号「平成28年度設楽町一般会計補正予算(第3号)」。平成28年度設楽町一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,795万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,507万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。平成28年11月25日提出、設楽町長横山光明。2枚はねて頂きまして第2表地方債補正のところをお開きいただきたいと思います。この件につきましては起債の区分の変更ということで、町道愛酪稻武線の舗装を当初1,010万円みておりましたが、それを愛酪稻武線の舗装については530万円。町道名酪1号線の改良ということで480万円を移動させたという内容でございます。続きまして歳出の方から説明をさせていただきますので、6ページをお開きいただきたいと思います。先ほど給与条例の改正の関係で、人事院勧告によりまして期末勤勉手当が0.1か月分増えたということでそれに関する補正をさせて頂くものが主なものでございます。議会費につきましてはその期末手当の関係で増額をさせていただきたいと思います。それから2款の

総務費につきましても、給料の関係とそれから宿日直手当につきましてもは支所の方を、津具総合支所の方でございすけども、今年度から役場の職員が中心ではなくて民間の方々をお願いをするというようなことを想定しておりましたけども、やっていただく方がなかなか集まらないということもございましたので金曜日だけ、金曜日につきましても支所の職員が対応するというにいたしましたので、若干金額が不足してきたということで 21 万 4,000 円の増額をさせて頂くものでございす。続きまして第 2 款の 1 項の 2 目の財産管理費でございす。町有林の伐採事業委託ということで 500 万円増額をさせて頂きます。これにつきましても、今ダム関連事業でいろんな国道道を含めまして整備を進めているところでございすけれども、その関係で残土が発生し、その残土処分場所の必要性が県の方からも要請されておりますので、その残土処分地を確保致しました。それでその町有林のですね、町有林となっておりますので、その伐採の委託をかねまして大至急その残土処分の、残土処分ができるような状態にしたいということで、急遽 500 万円の増額補正をさせて頂くものでございす。続きまして 2 項の徴税費につきましても人件費の補正でございす。1 枚はねていただきまして、民生費関係、それから衛生費、農林水産業費につきましても勤勉手当等の改正に伴うもので増額をさせて頂くものでございす。それから 1 枚はねていただきますと、林業費、それから商工費、土木費、土木管理費までにつきましても人件費に関する補正をさせて頂くという内容でございす。1 番下のもので、7 款の土木費、2 項の道路橋りょう費、2 目の道路維持費につきましてもは名倉のですね、宮前橋それから社脇橋の橋梁の改修を、修繕を予定しておりましたけども、設計の結果、若干設計額がのして参りましたので 1,500 万円の増額補正をさせて頂くという内容でございす。冬期に入りますとなかなか工事が進みませんので早急に補正をさせて頂いて工事発注をしたいという内容でございす。1 枚はねていただきますと、7 款の土木費、道路橋りょう費、それから教育費の教育総務費につきましても人件費の補正をさせて頂きたいという内容でございす。9 款教育費、3 項の中学校費、1 目の中学校管理費でございす。これは設楽中学校の暖房の関係の施設でございすけれど、点検をした時に、配管がかなり古くなっておりまして油漏れの箇所も数箇所見つかったということで大至急配管を新しいものに取り換えまして冬の暖房に備えていきたいと、暖房をしっかりとやっていきたいということで急遽 300 万円の補正をさせて頂くものでございす。戻っていただきまして歳入の方でございす。4 ページでございす。財産収入ですけども、先ほど残土処分の補正をさせて頂きましたけども、それに対応するものとしてその立木の売り払い収入を 500 万円。計上させて頂いておられます。それから 18 款につきましてもは基金繰入金ということで、今回増額補正をさせて頂きますので合併振興基金からの繰入金を 1,800 万円、それから財政調整基金からの繰入金を 495 万 9,000 円さしていただいて、歳入歳出の調整をさせて頂いたという内容でございす。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 先ほどの人事院勧告の非常勤の特別職等、まあ一般職員の給与引き上げがあった訳で、その事について補正予算書に記載されておるんですが、その事が一番最後のページの8ページの給与費明細書というのがありますが、この明細書にはどのように反映されているのか少し説明をいただきたい。というのは例えば、議会議員の期末手当が35万8,000円補正をするという事になるんですが、給与費明細書の特別職のところをみるとなんら変化がないというふうな記載になっておりますが、これはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。職員についてのそういう、補正前と補正後が変わらずにゼロで勤勉手当のみ13万2,000円変更があるというふうになっておりますがこの点も説明してください。

議長 10番田中さんもう1度説明をしていただきたいのですが。

10 田中 失礼しました、間違っていました。今の質問は全部取り消します。

議長 他に。

4 夏目 これは7ページの方ですけども、町有林伐採事業委託費が500万円とあります。これは先ほど説明では残土処理のために町有林を伐採するという事ですが、まあようするにその辺はそれで良いんですけども、この伐採、町有林に場所を与えたとかどこら辺なのか。それともう一つはちょうどその伐採委託料が500万円で立木の売却が500万円、ちょうどペイしている訳ですけどもたまたま額があったのかどうかその辺の確認だけをお願いします。

建設課長 さきほど総務課長の方から答えがあったんですけども、残土処理場ということで建設課長の方からお答えをさせていただきたいと思えます。場所はですね、田口折地地内の町有林です。荒尾に向かっていく途中の亀石の所から右へ入ってくる場所になります。現実的に、見積もりをとらせて頂くと、ちょっと赤字になる可能性がある、ということでやっていますけども、ただ現実的に、実際売って見ないといくら金額になるかわからないということで、予算的にはペイという形で計上させていただいているということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長 他に。

7 熊谷 今回の建設課長の答弁の中にですね、これ業者森林組合かね。森林組合。実はですね、こういうことを言っていないかわかりませんが、私は地元の、地区の財産を立木に売っておるとですね、こんなような赤字にならないんだよ。森林組合を重用視することは大事な事だけれども、もう少しですね、いろいろなところをあたって調べてですね、やらないと現実の500万入って500万出す。ただ現実赤字なる可能性がありますということでは良くないと。私の経験の中で立木で売ってね、ああこんな金額になるのかと、まあ主に桧だけだね。杉の場合だったら多少安くなるってことですが、その辺もう少しですね、これからも財産を売る場合は研究された方が良くということをお伝えしておきたいなあというふうに思えます。

議長 答弁はいいですか。

7 熊谷 やはりね、答弁してくださいよ。どういうことでその辺を調べてやったのか。今回はいいですよ。今後のためにもそういう情報を集めて少しでも資料になるようなことを努力して欲しいということを要望しますので回答してみてください。

建設課長 一応ですね、立木の全部調査をさせていただいて、その今の市場の単価等を確認をさせていただいた結果が、確認をしていった結果そういう形になったということで御理解いただきたいと思います。

7 熊谷 調べさせたのは先ほど言った会社なんだろうね。そこばかりでは無く、もう一方の民間の所もね、調べてやることも必要だよと。そうするとわたしが昨年から今年にかけて思いがけないね、収入になるんですよ。またこの場では言えませんが、またこういうことがあったならばその業者も、紹介して見積もりを両方出させるということをやっていく必要があると。またこの場でそのことは言えませんが、そういうことがありましたので一つやり方を研究して欲しいと。どうですか、やりますか。

副町長 やっぱりその林業行政、産業課の方で担当しておりますけども、森林組合の育成、あるいは森林組合の方々の声をとということも一方では非常に大事でありますし、今、熊谷議員が言われたようにですね、本当に林家の方にお金が落ちるとということも大切なことでございます。役場につきましても大切な税金を使わせていただきますので、その点も考えなければならないということは重々承知してございます。ですけれども全て民間というか、設楽町内の方であれば良いんだと思うんですけども、よその方っていう場合にはそのお金が全て設楽町外に出てしまうというような反面もございますので、その辺も慎重に考慮しながら今御指摘のあったようなことも含めて、しっかりと皆さん方からいただく税金の使い方につきまして、今言われたことをしっかり検討しながら対処していきたいと思っております。

6 高森 12 ページの教育費の中学校費のことですけど、3,394 万 6,000 円の、失礼しました。そうですね、その中にたいい通常の保守点検のそういう費用が含まれていると思うんですが、今回あのいろんなその修繕しなきゃならん箇所が見つかって 300 万ほどアップになっておるんですが、それは相当大きな修繕しなきゃならん故障か何かですか。説明お願いします。

教育課長 先ほど副町長の説明の中にもありましたが、設楽中学校で灯油配管に漏れる箇所が何箇所か見つかりましたのでそれを 306 メートル全部取り換えるということで 300 万円の補正を計上させていただきました。

議長 他にありませんか。

2 河野 6 ページの総務費ダム対策費で、ダム残土対策のための予算ということですが、このダム残土の残土は何による残土かをちょっと教えてください。

建設課長 今ですね、愛知県の建設事務所でダム関連事業ということで、国道 257 号の改良等進めていただいている訳ですけども、それから出てくる残土ということで御理解いただきたいと思います。

議長 他に。よろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を行います。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 69 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。議案第 69 号は原案のとおり可決をされました。

議長 日程第 8 号、議案第 70 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 70 号「平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 3 号)」、平成 28 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算(第 3 号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,690 万 5,000 円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表、歳入歳出予算補正による。平成 28 年 11 月 25 日提出、設楽町長横山光明。はねていただきまして歳出の方から説明をさせていただきます。6 ページでございます。これにつきましては先ほどらい説明しております勤勉手当の増額に対応するもので、13 万 2,000 円を増額補正をさせていただきます。これに対応しまして歳入の方で一般会計からの繰入金ということで、一般会計の繰入金を 13 万 2,000 円増額させていただくという補正でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を行います。討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第 70 号を採決します。採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。議案第 70 号は原案のとおり可決をされました。

これで、本日の日程は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。平成 28 年第 1 回設楽町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 9 時 56 分